

# 厚生常任委員会

平成21年11月20日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎里川宜志子	○辻 善次	小林 誠
吉野 俊明	飯高 昭二	
中西 議長		

## 2. 理事者出席者

副 町 長	芳村 是	総 務 部 長	池田 善紀
住民生活部長	西本 喜一	福 祉 課 長	佐藤 滋生
福 祉 課 参 事	清水 修一	同 課 長 補 佐	中原 潤
国保医療課長	植村 俊彦	国保医療課参事	寺田 良信
同 課 長 補 佐	吉村 俊弘	同 課 長 補 佐	猪川 恭弘
環境対策課長	栗本 公生	同 課 長 補 佐	峯川 敏明
住 民 課 長	清水 昭雄	健康対策課長	西梶 浩司
同 課 長 補 佐	増井つゆ子		

## 3. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同 係 長	安藤 容子
--------	-------	-------	-------

## 4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 飯高委員、辻委員

委員長

おはようございます。

それでは、厚生常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

最初に副町長のご挨拶をお受けいたします。 芳村副町長。

（ 副町長挨拶 ）

委員長

それでは最初に、本委員会の会議録署名委員を私の方から指名いたします。署名委員には、飯高委員、辻委員のお二人を指名いたします。お二人にはよろしく願いいたします。

本日予定をしております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

はじめに1. 継続審査案件でございますが、（1）陳情第2号 請願書についてを議題といたします。

本件につきましては、9月の当委員会で審議をさせていただき、継続審査としたところですが、携帯電話基地の設置につきましては、電波法という上位法に基づいて行われ、国に申請が上げられ、また許認可というのも国が行っているというなかにあつて、これに関する条例を町レベルでつくっていくということにつきましては、非常に難しいという状況もある、また全国的にもこういった例がなかなかないということで、研究をするためには時間を要するということでした。

ただし議会としてできる限りのことはしていこうということで、話し合いを進めさせていただいたんですが、川西市が行った例がございまして、携帯電話基地局を設置する場合は、事前説明手続きを実施したり、それを町に通知していただくというようなことを、通信会社に対して要請書を上げていかれたというような経緯もありまして、こういうこともやるべきではないか。さらに国に対しては、国への申請許認可ですけれども、市町村への報告義務や同意書の添付など、周辺住民にきちんとした対応をしてか

ら設置の許可をするというような形にしてほしいというような内容の意見書等を上げておられる状況もあるということでございますので、本日の委員会終了後、環境対策課といっしょに、こういった例をベースに国への意見書や通信会社への要請書等につきまして、勉強会を開催させていただきたいというふうに考えております。そしてその旨につきましては、全員協議会でも他の議員皆様のご意見などもお伺いして、最終的に決定をしていきたいというふうに思っているところですが、このような形で進めさせていただくということをご了解いただけますでしょうか。

( 異議なし )

委員長 ありがとうございます。それでは、方向としてはそういう形で進めさせていただきますが、他に、この(1)番につきまして、何かご確認などしておきたいというようなことがございましたらお受けいたしますが、いかがでしょうか。 飯高委員。

飯高委員 これにつきましては、今、委員長が申されました流れの形でいいとは思いますが、それと前回、委員会後において今日に至るまで、また地元の方から他の地域に、また電波塔が設置されたということで、かなり過敏になっておられるんですけれども、いったい町内におきましてこの電波局の設置されている数なんですけれども、掌握をされてあったら教えていただきたいし。その1点と、もうひとつは以前委員会でもありましたように、行政はどういう形までできるんかという話の中でやはり上位法がありますし、法的規制のないものということで、行政はなかなか難しいということをおっしゃってました。しかし今回こういう陳情をあげられる中において、行政もやはり事業者に対しましてですね、こういう現状があるということをお伝えさせていただきたいなということをおっしゃるんですけれども、その2点についてちょっとお伺いいたします。

環境対策 まず、1点目の町内での基地局の設置件数を把握しているのかというご

課長 質問ですけれども、ちょっと古いデータで申し訳ございません。8月末現在の状況ですけれども、総務省のホームページでそういった件数が公表されております。斑鳩町内には無線の基地局が26基地あると。その内、電話通信業務用の基地局は22基であるということは総務省のほうで公表されております。あくまでホームページ上でありまして、その後変動もございましたでしょうし、実数につきましては、斑鳩町としてはこのホームページ上の数字しか把握していないという状況であります。

住民生活 事業者に対しまして、町としてそういうことにつきまして要望ができたということですが、川西市では市のほうからその事業者に対しましての、そういった要望を出されてると聞いております。そういったことから町といたしましてもその形につきましては検討をしてみたいと、このように思っております。

飯高委員 要請文というのはまた議会でも出しますし、また行政側でもお願いしたいと思うんですけれども、今の現状につきましてですね、直下の現状がございまして。それに対して今こういった問題について議論されているという経緯をですね、事業所にお話をさせていただきたいと思うんですけれども、その点どうですか。

住民生活 その辺につきましても要望書を出すか、その要望書を持って話をしているかということにつきましても、検討をしてみたいと思っております。

委員長 他に。 吉野委員。

吉野委員 請願書っていう感じで8月28日に提出されたんですけど、11月になってまして、その間になにか事業者と、あるいは塔を設置した人と住民との話し合いで、なんか方向性がついたようなことは町のほうでは把握されておられないか。

環境対策課長 三の一自治会のほうと事業者のほうで、何か話の進展があったということとは町のほうは聞いてはおりません。

委員長 他にございませんか。

( な し )

委員長 ないようですので、これにつきましては後刻また議会としてできることにつきまして委員皆さんと勉強会をさせていただき、形にしていきたいというふうに思います。またいろいろと後ほどご相談させていただきたいと思いますので、委員皆様にはご協力をよろしくお願いいたします。

それでは続きまして、新たに継続審査となりました(2)環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについてを議題といたします。

これにつきましては、初めて新たに継続審査案件といたしましたという点で担当の栗本課長のほうとご相談をいろいろさせていただきましたが、本日新しい議員さんもいらっしゃる中、少し丁寧に経緯なども含めてご報告をいただくというふうにさせていただいておりますので、ちょっと時間を取らせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは理事者の報告を求めます。 栗本環境対策課長。

環境対策課長 それでは、今回から継続審査案件となりました「環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて」のうち、本日は、当町のごみ減量化・資源化状況につきまして、当町のごみ処理の歴史、あるいはこれまでの対策、今後の計画なども交えながら、少しお時間をいただきましてご説明をさせていただきます。

まず、当町におきます、ごみ処理及びごみ減量化の経緯であります。資料1—①で簡単な年表をお示しをしておりますので、ご参照をいただきながら聞いていただきたいと思いますというふうに思います。

当町のごみ処理につきましては、昭和43年、最初の衛生処理場の竣工によりまして、可燃ごみの収集及び処理をはじめており、以後、分別の種類

を拡充しながら、適正処理に努めており、現在、当町で収集、処理しております廃棄物・資源物は、9種類8分別となっているところであります。

この年表を見ていただいてもおわかりいただけますように、当町では、ごみ処理が全国的な問題あるいは課題となる前から、不燃ごみ、ビン類、有害ごみなどを分別収集を早くから着手するなど、適正処理への取り組みは早くから実施をしておりました。

一方、ごみ減量化への取り組みでありますけれども、当町がごみ減量化対策を全面的に打ち出したのが、平成4年度の町指定ごみ袋による可燃ごみ収集の試行、あるいは平成5年度の町全域による指定袋による可燃ごみ収集の開始が全面的に打ち出した最初であろうというふうに思っております。ちなみに、平成4年度のごみ処理量ですけれども、約6千6百tであり、翌年、平成5年度では、約6千tと約600t減少しております。これは、町指定ごみ袋制を導入したことによりまして、住民の方々の間にごみ問題への意識が高まったというように分析しております。

その後も、使用済食用油の回収事業、食品トレイのリサイクルモデル回収など住民の方々への意識の向上を図るような対策を講じていき、住民の方々への取り組み状況などから、ごみ問題に対する意識の浸透は実感することができましたが、本格的な使い捨て型社会の到来とも重なりまして、平成6年度以降、ごみの排出量は一度も減少することなく右肩上がりに増加し、平成9年度には、ついに7千tを超える排出量を記録しております。

当町では、このような状態のなか、ごみ排出量が増加し続ける要素は、数々ありますが、住民の方々の間で、ごみ問題への意識の格差が広がってきていることも、ひとつ大きな要因であるという判断をいたしまして、当時、全国の市長会や当時の厚生省、あるいは環境庁などの研究会で推進が提言されておりました「ごみ処理有料化」を当町でも導入し、平成5年当時、あるいはそれ以上の意識改革を図ることといたしまして、平成10年6月議会で、小城町長よりごみ処理有料化導入の構想が表明されまして、以後、約2年4ヶ月の準備期間を経て、平成12年10月に「可燃ごみ」及び「不燃ごみ」、平成13年4月より「粗大ごみ」につきまして、それぞれ処理有料化を導入したところであります。

それに合わせまして、資料1-①の3ページ以降に記載しておりますように、ペットボトルの分別収集あるいはビン類・缶類の混合収集など分別の拡充を行うとともに、各種奨励金交付事業の充実など、ごみ減量化対策を実施し、その後も埋立て処理をしていたビニールごみをその他プラスチック類としてリサイクル処理への移行、あるいは「紙製容器包装類」のモニター回収事業など、住民の方々の再び高まった意識を低下させず、維持あるいはさらに向上するような施策を段階的に実施し、ごみ減量化・資源化の推進に努めているところであります。

そして、その取り組みの結果ともいえますごみ、あるいは資源物の排出量でございます。資料1-②で年度別廃棄物・資源物排出量一覧表をお示ししておりますので、ご覧いただきたいと思っております。平成11年度から昨年度、平成20年度までの排出量を家庭系、事業系別、あるいは種類別に一覧にしております。平成11年度は、当町で最もごみの排出量が多い年度でありまして、その年度と比較することで、どの程度、減量化が進んでいるかの指標としているところでありまして、平成11年度、家庭系の廃棄物の排出量は、表の上段に色囲いで表示をしております7,175.59tの排出量でありました。そして、ごみ処理有料化を導入いたしました平成12年度では、平成11年度と比較をいたしまして、11.6%減少の6,345.41tの排出量。以後、平成20年度まで一度も前年度の排出量を上回ることなく減少し、平成20年度では、平成11年度と比較をいたしまして、39%減少の4,376.84tの排出量でありました。

その間、平成17年10月よりそれまで廃棄物として埋立てておりましたビニールごみを、その他プラスチック類として資源物に改めておりました、その量も廃棄物の量から資源物の量に移行しております。そういった関係から減量化率はより大幅なものになっております。

よく減量化の状況を表すときに、資源物の量は含まずに、ごみがこれだけ減っていますよという説明される場合があり、実際、資源物の量を合わせますと、排出量は総量でそんなに減っていないということがございます。当町の場合、資源物を合わせました総排出量はどのようになっているかということでもありますけども、この表の中段やや下のほうに廃棄物と資

源物の排出量を合わせました家庭系総排出量を表示しております。平成11年度は、総排出量が、7,436.33tであり、平成12年度では、9.8%減少の6,704.62tとなっております。その後、平成18年度に一度だけ前年度の排出量を若干、上回った年がありますが、総排出量を平成11年度と平成20年度を比較いたしましても、20年度では29.4%減少の5,248.14tとなっているところであります。ピーク時である平成11年度と平成20年度を比較いたしまして、平成20年度では約2,200tの発生量そのものが減少している状況であります。

どのようにして、このピーク時から約2,200t減少したのかということをごさいますけれども、その間の人口の推移をみますと、平成11年度の人口が29,313人、平成20年度が28,600人であるので、3%弱の減少しかございません。ということで、人口減による自然減少だけではないということがこのことから言えます。

そして平成12年度以降、資源物の集団回収の回収量が、それまでより一気に約500t増加いたしましたので、それまで可燃ごみとして排出されていた新聞紙や雑誌類などがごみ処理有料化によって分別されたということは数字上ははっきりしますけれども、残りの約1,700tにつきましては、生ごみ処理機や生ごみ処理容器による自家処理、あるいは買物の際、過剰包装を断るなど、家庭にごみを持込まない、あるいは物を大切に使うなど、住民の方々の地道な努力により減少しているものというふうに推測をしている状況でございます。一方、事業系一般廃棄物の搬入量でありますけれども、事業系につきましては、近年、全国展開をしているような飲食店のチェーン店の進出など、店舗の増加に伴いまして、年々ごみ搬入量は増加し、現在約2千t前後の搬入量で推移をしているところであります。

環境省では、これらのごみの排出量を住民一人1日あたりの量、あるいは資源化率といった数値で公表をされておりますので、国、県の平均と比較して、斑鳩町の状況はどうであるのかを、間単にご説明させていただきます。資料1—③をご覧くださいと思いますが、まず住民ひとり1日あたりのごみ排出量では、当町では、平成20年度で1日当たり672gでありました。奈良県、国ではですね、平成19年度までのデータしかま



だ公表されておられませんので、その年度との比較になりますが、奈良県の平均では1日あたり1人999g、国の平均では、1,089gでありますので、当町のごみ排出量はかなり低い数値になっております。

一方、総ごみの発生量から資源化された割合、いわゆる資源化率であります。当町の場合、平成20年度で32.5%のリサイクル資源化率であります。奈良県の平成19年度の数値で、15.9%、国の平成19年度の数値で、20.3%となっております。

このことから、当町の場合、ごみ排出量そのものが少なく、ごみとして排出された場合でも、焼却したり、埋立てたりせず、資源として再生利用している割合が高いということがこのデータ上からも見て取ることができます。ここまでのごみ処理の経緯、これまでの経緯、あるいは減量化対策、そしてその対策によりますごみ・資源物の排出状況であります。

次に、今年度、平成21年度のこれまでのごみ・資源物の排出状況につきまして、資料1-④でお示ししておりますので、簡単にご説明させていただきます。まず家庭系であります。10月末現在でごみ・資源物を合わせた総排出量、この1-④の裏面の中段あたりになりますが、家庭系の合計で、10月末現在で3,018.55tで、平成20年度の同時期と比較いたしまして、約4%、量にいたしまして約114tが20年度より減少しております。特に今年度の種類別の今現在の特徴といたしましては、表の表面になりますけども、可燃ごみにつきまして、平成20年度と比較いたしまして6%、約131t可燃ごみのほうは減少しているところがありますけども、不燃ごみにつきましては、10月末現在で、逆に6%、約16tの増となっているところがあります。その他の廃棄物、資源物につきましては、10月末現在で前年度の排出量を下回っております。このまま推移いたしますと、平成21年度におきましても前年度の排出量を下回り、減量化傾向が持続されるものというふうに分析をしております。

また、公共施設を含みます事業系一般廃棄物につきましては、平成21年10月末現在で、1,070.35tでありまして、ジャスコ斑鳩店が本年2月に閉店したこともありまして、平成20年度同時期と比較いたしまして約17%、約224t減少しているところがあります。

このように、当町のごみ処理につきましては、減量化や資源化が進み、一定の効果が現れておりますけれども、埋め立てを行う最終処分場の残余年数は全国平均であと15.5年というふうに公表をされております。

当町が焼却灰の埋立て処分を委託しております大阪湾広域臨海環境整備センター、いわゆる大阪湾フェニックス事業も、平成33年度までの処理計画はされておりますけれども、それ以降は、現時点では未定であります。

また、当町のごみ焼却施設も、昭和57年の供用開始から27年が経過し、著しく老朽化が進んでおります。

そういったことから、当町におきましても、まだまだごみ減量化・資源化対策を講じていく必要があります、昨年度より剪定枝葉・刈草の堆肥化、また今年度より生ごみの堆肥化モデル事業など、新たな事業を実施しておりますので、今後の計画も含めまして、その状況をご報告させていただきます。資料につきましては、1―⑤でお示ししております。

先ほども申しましたように、現在、当町では、埋立て処分場や焼却施設の延命を図るため、焼却するごみの量を減少させることを中心に取り組んでおりまして、平成20年度よりこれまで焼却処理していた公共施設や河川敷、道路脇から大量に発生する刈草や剪定枝葉を堆肥化処理しておりまして、平成20年度で287.64tの剪定枝葉、刈草を堆肥化処理したところであります。なお、この287.64tは可燃ごみの約5%に相当する量でございました。平成21年度につきましては、10月末現在で、可燃ごみの約7%にあたります222.19tの剪定枝葉・刈草を堆肥化しているところでありまして、最終的には、平成21年度では380tの処理を見込んでいるところであります。

次に、本年度より実施しております「生ごみ堆肥化モデル事業」であります。去る6月11日開催の当委員会で事業の概要につきましてご報告をさせていただいており、その後の状況につきまして、この場をお借りいたしまして、ご報告させていただきます。当モデル事業につきましては、自治会単位のモデル地区と個人単位のモデル世帯の2通りで事業を実施しておりまして、モデル地区につきましては、幸前自治会138世帯、白石畑自治会18世帯の2自治会156世帯から応募がございまして、モデル地

区として指定させていただいております。また、モデル世帯につきましては、当初10世帯の応募しかございませんでしたが、その10世帯をモデル世帯として指定し、その方々によりますご近所へのお誘いなどを実施していただきまして、昨日現在では16世帯の方々がモデル世帯としてこの事業にご協力をいただいているところであり、現在も随時、モデル世帯を募集しているところでもあります。

次に、排出場所でありますけども、モデル地区の幸前自治会につきましては、自治会内で協議をいただいて6ヶ所、そして白石畑自治会につきましては、自治会内2ヶ所をそれぞれ生ごみ排出ステーションと決めていただきまして現在週2回を収集しているところでもあります。モデル世帯につきましては、応募者のお住まいから近い公共施設ということで、西公民館に4世帯、生き生きプラザ斑鳩に8世帯、東公民館に4世帯の3ヶ所をステーションとし、こちらも週2回、収集しているところでございます。

この生ごみの堆肥化につきましては、モデル事業に先駆け、本年4月からは小・中学校の学校給食につきましても、各校に設置しておりました生ごみ処理機の老朽化に伴い、本モデル事業での堆肥化に移行しておりました、10月までに小・中学校で10.4tの生ごみを堆肥化しているところでありまして、本年度では小・中学校で17tの生ごみの処理を予定しているところでもあります。モデル地区・モデル世帯につきましては、10月からの実施で、1ヶ月で約1.5tの生ごみを堆肥化しておりまして、本年度14tの生ごみの処理を予定しているところでございます。

最後に、今後の事業展開、あるいは事業の計画でございます。ただいま、ご報告いたしました生ごみ堆肥化モデル事業につきましては、平成22年度では、モデル地区・世帯を合わせまして、500世帯に拡充する計画で、町長のマニフェストにも載っておりましたように、平成25年度までに約30%の生ごみ、世帯で言いますと約3千世帯以上の方々に、生ごみの分別収集にご協力いただくという計画しているところでもあります。

また、剪定枝葉・刈草の堆肥化につきましても、これまでは公共施設や公共の場所、あるいはシルバー人材センターが請け負った剪定・枝葉、刈草でございましたけども、今後は、各家庭から出る少量の庭木の剪定枝葉・

刈草につきましても分別収集を実施し、剪定枝葉・刈草はすべて焼却処理せず、堆肥化を実施していこうという計画にしております。

なお、生ごみ、あるいは剪定枝葉などの木くずは動植物から生まれた再生可能な有機性資源、いわゆるバイオマスとよばれるものであります。当町では、このようなバイオマスを、発生から利活用まで効果的なプロセスで結ばれたシステムとするために、現在「バイオマスタウン構想」の構築を進めております。11月18日付の奈良新聞でも取り上げられておりましたが、この構想の素案づくりには、日本有機資源協会が主催しております「バイオマスタウンアドバイザー養成研修」に参加しておられます研修生にも一緒に携っていただいております。大分県、長崎県、山口県、岡山県、大阪府から参加の5名の研修生が去る11月17日から昨日19日までの3日間、当町におきまして「バイオマスタウン構想」の素案づくりの研修を行ったところであります。なお今後、その素案をもとに、より斑鳩町らしい内容、あるいは実現までの工程等々細部の調整を行うこととしておりまして、バイオマスタウン構想の骨格等が見えてまいりましたら、当委員会にもご報告を申し上げたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

また当町では、今年度中にも、町内のスーパーやコンビニエンスストア、商工会等と「レジ袋削減に向けた環境協定」を締結し、事業者・住民・行政が協働して、取り組んでいけるようなシステムを構築しようとして計画しているところであります。

さらには、事業系一般廃棄物の抜本的な減量化対策であります。先ほどもご報告いたしましたように、事業系ごみにつきましては、ジャスコ斑鳩店が閉店したものの、依然、高い推移で排出が続いております。また、その他にも、事業系一般廃棄物につきましては、中身が見えない色つき袋で搬入されている場合があるのではないかと。あるいは当町以外の事業系ごみも搬入されているのではないかと。分別がきちんとされていないのではないかと。などなどの疑問の声も住民の方からいただいていることもありまして、今回、抜本的な対策といたしまして、家庭系廃棄物で一定の効果がありました指定袋制の導入及び処理手数料額の改正をこの事業系一般廃棄物

につきましても行う計画をしているところでございます。

なお、これら今後計画しております事業につきまして、詳細等が決まりましたら、当委員会にもご相談申し上げてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。少し長くなりましたが、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進についてのご説明とさせていただきます。

委員長 　ただ今詳しい資料も出していただき、課長の方からいろいろとご説明をしていただいたわけですが、委員皆さんのほうで何か質疑やご意見などがございましたらお受けしたいと思います。いかがでしょうか。  
吉野委員。

吉野委員 　剪定枝葉と刈草の堆肥化処理事業で、これ県のほうの姿勢っていうか、どんなものでしょう、県のほうは。これをどんどん推進していくっていうのか、その辺はどうですかね。

環境対策課長 　一般廃棄物につきましては、その処理につきましては自治体固有の事務ということになっておりますので、あまり県のほうが主導権を握るということはございません。ただ当町で調査をいたしましたところ、剪定枝葉・刈草を現在自治体で堆肥化をしているという自治体はなかったかというふうに思います。すべて、ほとんどが焼却処理されているのがほとんどかなというふうに思います。また先ほども触れましたけども、「バイオマスタウン構想」、バイオマスにつきましても、この木屑・剪定枝葉っていうのは貴重な有機資源になるわけですが、奈良県では「バイオマスタウン構想」を策定されている市町村は現時点ではございません。聞くところによりますと、葛城市さんと五条市さんがバイオマスタウン構想に向けて準備をされているという情報は聞いておりますけども、そういった中では剪定枝葉も当然、有機資源ですんで、その市では今後取り組みをされるのかなと思いますけれども、現時点で剪定枝葉をリサイクルされているところは当町しかないのかなと認識しております。

吉野委員 三重県の、同じような事業やっている大きな業者が、三重県としては今後続けるかどうか難しいんだっていうようなことを聞いたという話なんですけども、これ大変お金もかかる、これ一番かかるのは収集の時に一番お金がかかるそうなんです。斑鳩町大変進んでいる、対応しているかもしれないけれども、その辺も考えてなるべく近い所で集まったごみをどういうふうに処理するかというところがかなり今後の問題になるのではないかと思います。また委託業者さんの大栄工業さんとしては喜んでおられるのか、困ったなと言っているのかその辺はわかりませんか。

環境対策課長 大栄工業が喜んでるのかなんですけども、当町が委託契約をした後もですね、いろいろ事業展開をされてまして、他の市町村、奈良県内ではないですけども、滋賀県の彦根市とも委託契約ができたというふうに聞いておりますんで、喜んではるというふうには思いますけども。

委員長 要はですね、私も今、吉野委員が質問された時にふっと思ったんですけどもね。県の姿勢がどうかということなどにつきましてはね、やはりこういう環境問題に取り組んでいる市町村に対して、県が何か一定の補助を出すとかね、県がそれを応援する、お手伝いする、そういう姿勢があるかどうかというのがね、問題なのかなと。今回、視察、久しぶりに厚生委員会も行きましたけれども、滋賀県なり、岐阜なり、愛知なり、3県にまたがって私たちは今年行ったんですが、それぞれ一定いろんな事業の中でこれは県の補助がありましてやりましたみたいな話をね、されてたんですね。ですから私たちも今後研究もせんといけませんけども、町としてもね、やはりそういった取り組みについて、県に対して一定支援、何らかの支援というものも、要望できるものについては要望もあげていくということも大事なのかなということを感じました。

他になにかございませんでしょうか。 吉野委員。

吉野委員 前半のほうの説明で住民の意識の格差という言葉が聞かれましたけども、住民って例えば斑鳩町の住民の中に意識の格差があるっていうのか、

その辺どういう、具体的にこの意識の格差説明していただけないでしょうか。

環境対策  
課長

当町では早くから生ごみの自家処理容器の設置の補助事業というものを開始をされてます。この年表でいきますと平成4年にコンポストの設置者に対して補助を行っております。平成8年につきましてはEMボカシの処理容器を追加し、平成11年には電気式の生ごみ処理機の購入者に対し、奨励金の交付事業を開始している。それらの事業に非常に多くの方が関心を持っていただきまして、生ごみ処理器電気式につきましてはだいたいその当方で8万ぐらい、今でも6万ぐらいするやつをですね、20年度末でだいたい450台ぐらい補助をしていると。そういった事業で取り組みを積極的に行っていたという住民の方と、平成5年に指定ごみ袋にしましたけども、その当時は100枚まで無料で配布してたんで、100枚まではどんどん出してええねんというふうになんとか減量しようという住民の方と、袋がもらえる間は出そうという方の住民さんの意識がだいぶ開きが出てきたといったことを判断しております。

委員長

他にございませんか。

( な し )

委員長

ないようですので、本件については報告を受け、一定の審査を行ったということで終わっておきたいと思えます。

今後、当委員会といたしましては、これらの問題につきまして継続審査案件としていろいろとまたご審議をいただいでいくという形でよろしくお願いたします。

次に、2. 12月定例会の付議予定議案につきまして、あらかじめ説明を受けることといたします。

まず初めに、(1)斑鳩町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例について、また、これと関連いたしますので、3. 各課報告事項の(4)

斑鳩町乳幼児等医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則についてこの2点を合わせて、理事者の説明を求めます。 植村国保医療課長。

国保医療  
課長

それでは、12月定例会の付議予定議案のうち、斑鳩町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。今回の改正につきましては、安心して子育てができる町づくりを一層推進するため、子どもの医療費の助成を中学生までに拡大するものでございます。

資料2、斑鳩町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例（案）をご覧いただきたいと思います。その資料の2枚目の、新旧対照表をもって改正の内容をご説明いたします。

まず、中学生までの拡大に伴いまして、この条例の題名を「斑鳩町子ども医療費助成条例」と改めるとともに、これまで「乳幼児等」とあったものにつきましては「子ども」という言葉に改めていきたいと考えております。次に第2条の第2項でございますが、「子ども」の定義といたしまして、「出生の日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」と規定をいたしております。なお、条例では、「乳幼児」という言葉は依然残る箇所がございますことから、「乳幼児」の定義もその後で残しておるところでございます。次に第3条の助成の範囲といたしまして、現行では「小学生等については、入院に係るものに限る」というふうになっているものにつきましては、改正でこの部分を削除いたしまして、子どもの医療全般に助成することを規定するものでございます。

改正条例の施行日は平成22年4月1日を予定しておりまして、平成22年4月診療分から適用となるよう考えているところでございます。

なお、現行におきまして、助成金の主な支払い方法でございます「自動償還払い」、この自動償還払いと言いますのは、あらかじめ振込口座等を登録したうえで、対象者である旨の証明書を医療機関等に提示して一部負担金を支払いますと、その後、特段の手続きなしに助成金を受け取ることができるという方法でございますが、この方法は、奈良県と、奈良県内の全市町村、国民健康保険団体連合会、県内医療機関等が合意して行っているものでございますから、今回の町独自の施策になります小学生・中学生



の助成に関しては、この枠組みには入っておりません。従いまして、当面の間は、領収書等を添付した請求書を提出いただくことで助成する方法を採らざるを得ないというふうに考えているところでございます。この条例改正につきまして議決いただけましたならば、追って、ただ今申し上げました自動償還払いの方法を採ることができるよう、関係各所に協力を求めてまいりたいと考えているところでございます。

以上で、斑鳩町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例についての説明といたします。

続きまして、各課報告事項の4番目でございます、斑鳩町乳幼児等医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則についてでございます。

今、説明をいたしました乳幼児等医療費助成条例の改正にともない、この規則中の文言を整理するものでございます。施行日は平成22年4月1日を予定しております。資料6、斑鳩町乳幼児等医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則（案）の2枚目の、新旧対照表をもってご説明をいたしたいと思っております。条例の題名改正にあわせまして、この規則の題名も「斑鳩町子ども医療費助成条例施行規則」と改めるほか、文中及び様式中の「乳幼児等」と標記している部分について、「子ども」と改めるものでございます。以上、簡単ではございますが、斑鳩町乳幼児等医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則についての説明といたします。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたしますがいかがでしょうか。 特にはございませんでしょうか。

( な し )

委員長 1点だけ確認をさせていただきたいと思っております。こういった施策は非常にいい施策です。今の時点でこういうふうに出してきていただいたら結構だと思ってるんですが、来年の4月からということですので、住民の皆様にも周知徹底をしていただかなければならないというふうに思います。ましてや乳幼児については自動償還ですけれども、小・中学生については申請

をしていただかなくてはならないという手間もございますので、その周知をしていただく方法といたしましてですね、どんなふうに今後考えておられるのかということについては委員会として確認をしておきたいと思えます。 植村国保医療課長。

国保医療課長 仮に12月に議決いただけましたならば、施行までに約3ヶ月ございます。その間に窓口でのポスター等の掲示等はもちろん、広報紙、さらには学校などにおきまして、このような制度の周知をはかっていただけないか関係部署にご相談しながら、住民の皆さんに周知をしたまいたいと考えています。

委員長 そうですね、いいことですのでね、教育委員会などとも協議していただきまして、皆さんにこれを知っていただくということ、申請していただかんといかん、小・中学生の場合ね、そういうのもありますので、そういったことがよくわかるようにしていただきたいということをお願いしておきます。他にはよろしいでしょうか。

( な し )

委員長 そうしましたら、次に(2)塵芥収集車(プレスローダー車)購入について、そして関連しておりますので、(3)資源物収集車(ダンプトラック車)購入についてという点につきましては、一括して、理事者の説明を受けたいと思います。 栗本環境対策課長。

環境対策課長 それでは、12月定例会付議予定議案の(2)塵芥収集車(プレスローダー車)購入について、及び(3)資源物収集車(ダンプトラック車)購入につきまして、一括してご説明をさせていただきます。

まず、(2)塵芥収集車(プレスローダー車)購入についてでございますが、資料3でその概要につきましてお示しをしております。

衛生処理場におきまして、不燃ごみ、あるいはその他プラスチック類の

の収集に使用いたします塵芥収集車でございますプレスローダー車、通称パッカー車と呼んでおりますが、その2台の購入に伴いまして、予定価格が700万円を超えますことから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条及び地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づきまして、議会の議決を得ようとするものでございます。

今回購入する2台の塵芥収集車につきましては、現在使用しております塵芥収集車2台の使用年数が13年を超え、老朽化が進んでいることから、塵芥収集車の計画的な更新を図り、収集業務の効率化、あるいは維持管理費用の縮小化を図るため、新たに購入するものでございます。

契約の方法につきましては、地方自治法施行令第167条に基づく指名競争入札によることといたしまして、去る11月16日に入札を実施いたしました結果、落札者はいすゞ自動車近畿 株式会社 奈良事業本部 藤井敏廣で、落札金額は、税込みで1,123万5千円でございます。

落札業者とは、11月17日に仮契約を締結し、12月議会におきまして、ご議決いただきましたならば、本契約を締結したいと考えておりますので、何とぞ温かいご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

なお、今般の塵芥収集車2台の購入につきましては、1台は当初予算に基づくものであり、もう1台は、国の補正予算であります地域活性化・経済危機対策臨時交付金の活用に伴う公用車の更新事業でありまして、全額、国からの交付金によるものでございます。

続きまして、(3)資源物収集車(ダンプトラック車)購入についてでございますが、資料4で概要をお示しをしております。衛生処理場におきまして、ビン・カン類、ペットボトル、あるいは生ごみなどの資源物収集に使用いたしますダンプトラック車2台の購入に伴いまして、予定価格が700万円を超えますことから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条及び地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものでございます。

今回購入する2台の資源物収集車、ダンプトラック車につきましては、現在使用しておりますダンプトラック車2台が、使用年数が13年を超え、老朽化が進んでおりますことから、先ほどご説明させていただきました

た塵芥収集車と同様、計画的な更新を図り、収集業務の効率化、維持管理費用の縮小化を図るために、新たに購入するものでございます。

契約の方法につきましては、地方自治法施行令第167条に基づく指名競争入札によることといたしまして、去る11月16日に入札を実施いたしました結果、落札者はいすゞ自動車近畿株式会社 奈良事業本部 藤井敏廣で、落札金額は、税込み770万7千円でございます。落札者とは11月17日に仮契約を締結し、12月議会におきまして、ご議決いただきましたならば、本契約を締結してまいりたいと考えておりますので、何とぞ温かいご理解をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

なお、今般の資源物収集車（ダンプトラック車）2台の購入につきましては、2台とも国の補正予算であります地域活性化・経済危機対策臨時交付金の活用に伴う公用車の更新事業でありまして、全額、国からの交付金によるものでございます。

以上、（2）塵芥収集車（プレスローダー車）、（3）資源物収集車（ダンプトラック車）の購入についてのご説明とさせていただきます。よろしくご了承いただきますようお願いいたします、以上です。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。いかがでしょうか。 飯高委員。

飯高委員 現在のパッカー車は購入された時の契約相手ですが、その相手方の業者名は、会社名はなんというところですか。

委員長 何台かあるから難しいかもわかりません。年度とかも違うし、何台もあるから、わかりますかね。 栗本環境対策課長。

環境対策課長 私の記憶しておるところでは、すべて今回買う2台以外につきましてはマツダの車輛やというふうに、パッカー車につきましてはマツダというふうに思いますが、また調べて報告させていただきます。

委員長

そうですね、買われてる年度も違うし、その都度台数から見ても全部はなかなか把握できてないやろうから、あとで出していただいとということ。他になにかお尋ねになりたいことはございますでしょうか。

( な し )

委員長

ないようですので、以上、12月定例会の付議予定議案につきましては、あらかじめ説明を受けたということで終わります。

続きまして、3. 各課報告事項についてですが、たくさんございます。順番にご報告をお願いしたいと思います。

まず、(1)斑鳩町幼児2人同乗用自転車購入費助成金交付要綱について、理事者の報告を求めます。 清水福祉課参事。

福祉課参事

それでは、斑鳩町幼児2人同乗用自転車購入費助成金交付要綱について説明させていただきます。

最後のページの要旨をご覧いただきたいと思います。先の9月当委員会において、購入費助成制度導入の報告させていただきましたが、今までは、自転車の前後の幼児用座席に幼児2人を同乗させる「3人乗り」は、禁止されておりましたが、本年7月の道路交通法の改正により、一定の要件を満たした幼児2人同乗用自転車に、幼児2人を乗車させることが認められたことから、3人乗りは解禁とされたものでございます。しかし、3人乗り自転車購入費は高価なのがネックとなっているのが現状でございます。そのため、子育て中の若い世代の負担の軽減を図り、同自転車の普及が促進され、幼児等の交通安全を確保し、町民の交通安全に対する意識高揚を図ることを目的として、斑鳩町幼児2人同乗用自転車購入費助成金交付要綱を制定するものでございます。

最初に戻っていただいて、要綱をご覧いただきたいと思います。第1条、目的でございますが、幼児2人同乗用自転車を購入したものに対し、助成金を交付することにより、幼児2人同乗用自転車の普及を促進し、もって幼児等の交通安全を確保し、町民の交通安全に対する意識高揚を図ること

を目的といたします。第2条、定義では各号に掲げる用語の定義でございます。第1号では幼児とは6歳未満の者をいうと、そして第2号では幼児2人同乗用自転車とはということで、幼児2人同乗用自転車に安全基準に適合したマーク、社団法人自転車協会等認定証「BBAマーク等」及び幼児2人同乗基準適合車の認証を付する自転車をいう。ただし中古品、転売品を除くということです。第3条、交付対象者でございますが、第1号では、斑鳩町に住所を有し、現に居住している者で、購入日及び申請時において、幼児2人以上を自らが養育している者。そして第2号では、幼児2人同乗用自転車を購入後6ヶ月以内に助成金の交付申請をした者。そして第3号では町税等を滞納していない世帯に属する者でございます。第4条助成金の額でございます。助成金の額は幼児2人同乗用自転車（オプションで設置する幼児が同乗できる座席及び幼児用ヘルメットを含む。）の購入価格（消費税及び地方消費税を含む。）の2分の1の額（100円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額）とし、限度額は3万円といたします。第5条、助成金の交付申請、第1項、助成金の交付を受けようとする者は、幼児2人同乗用自転車購入費助成金交付申請書に必要書類を添えて提出しなければならない。第2項は、助成金の交付申請は、1世帯につき1回を限度とする。そして第6条では交付の決定等でございます。町長は前条による請求を受けたときは、審査のうえ、すみやかに幼児2人同乗用自転車購入費助成金交付決定通知書、または幼児2人同乗用自転車購入費助成金不交付決定通知書により申請者に通知するものとする。第7条は助成金返還等で、助成金の交付を受けた者が、偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたときは、交付した助成金の全額もしくは一部の返還を命ずることができる。そしてその他として、この要綱を定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。最後に付則でございますが、この要綱は平成22年1月1日から施行し、平成21年7月1日から適用する。7月1日からというのは道交法が改正になった時期からでございます。ただし、第3条第2号の規定は、平成22年4月1日から施行するということでございます。そして次の様式でございますが、第1号様式が交付申請書でございます。そして次のページの第2号が交付決定

通知書の様式でございます。そして次のページ第3号、第6条関係でございますが、不交付決定通知書になっております。また今回の幼児2人同乗用自転車購入費助成事業を実施することから、12月議会に100万円の追加補正をさせていただく予定でございます。以上、ご説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあれば、お受けいたします。いかがでしょうか。 辻委員。

辻委員 これも先ほど委員長言われたように、住民の周知、例えば自転車屋さんをお願いするとか、その辺の周知だけちょっとお願いしたいということで、その辺の対策についてどうされるのか。

福祉課参事 今、辻委員もおっしゃっていただきましたとおり、町内の自転車屋さんにはこういう制度ありますよということと、そしてまた町立の保育園の保護者に配布、そしてまた担当課、当然うちでございますが、窓口にチラシを配布すると、そして1月広報で周知して行って、また町のホームページにも当然載せていくということで周知をしていきたいと思っております。

委員長 今、参事から保育園というお言葉も出ましたけども、町内3か所、そして法隆寺などの幼稚園もございます。幼稚園の送迎なども自転車で行かれる、下の子どもさんも連れて送迎に行かれるケースもよく見かけますので、そういった幼稚園などにも、その場合は法隆寺幼稚園さんもございますので、同じようにそういうご案内を教育委員会などとも相談をしてやっていただきたいということをお願いしておきたいと思えます。

他にございますでしょうか。 吉野委員。

吉野委員 3人用の自転車ですけど、テレビとか新聞とかで、騒がれたりしてはいますけども、問題は安全運転って結構難しいらしいんですよ。斑鳩町の場合も、道路事情が、自転車に乗って1人でも危ないような状況なのに、3人

も乗ってどうなのか、その辺もちゃんと、講習なんかしたらどうですかね。  
3人用自転車乗られる方の、そう思いますね、やっぱり命が大事ですから、  
以上、要望っていうか意見です。

福祉課参事 今の件でございますが、交通安全母の会の方が、今、幼稚園、保育所で  
年1回の交通安全講習をしております。その中で今西和警察のほうで自  
転車を持って行ってPRというか乗り方等の講習はやっていると聞いてお  
ります。

飯高委員 今、吉野さん言われたことに関連するんですけども、以前、これは県内  
でやっている自治体もひとつありましてですね、初めての試みということ  
で、講習することが大事だと思います。やっぱり安全性の確保というのは、  
まず第一であって、そのためにやはりなんらかの形で町側としては講習す  
る、またはその周知をしていただくということで、お願いしておきたいと  
思います。後で事故が起きてですね、せっかく、こういう形で補助も受け  
られて使われているのに、事故が起きてそれが逆にこれが進まないという  
状況になれば残念なことだと思いますので、その辺は考えていただきたいな  
と、私の要望であります。

委員長 講習などしていただくっていうことが、啓発にもつながっていくという  
ふうにも考えれるかなということも思います。委員からも要望がございま  
すので、ぜひ前向きな検討をしていっていただきたいというふうにお願  
いをしておきたいと思います。 他にございますでしょうか。

( な し )

委員長 それでは、続きまして(2)保育士の採用試験の実施について、理事者  
の報告を求めます。 清水福祉課参事。

福祉課参事 それでは保育士の採用試験の実施についてのご報告でございます。



事

保育士の最近3年での退職と採用でございますが、19年度末に3名、20年度末に1名の計4名が退職いたし、それに伴い、今年度、21年度に2名の保育士の採用をいたしております。現在の正職員と臨時職員の人数でございますが、両園合わせて正職員は21人で、内3人は育児休暇を取っております。そして臨時職員は31人となっております。

このため、来年度の退職希望者もあることから、今後の保育園の運営を考える中で、正規職員の採用試験を実施することといたしました。12月広報で募集を行いまして、申込期間は12月3日から12月22日までとなっております。試験日は、第1次試験は1月17日の日曜日で、採用人数につきましては若干名となっております。

以上、保育士の採用試験の実施についてのご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあれば、お受けいたします。

( な し )

委員長

ないようですので、続きまして(3)子育て応援特別手当(平成21年度版)の執行停止について、理事者の報告を求めます。 清水福祉課参事。

福祉課参事

子育て応援特別手当平成21年度版の執行停止について、報告させていただきます。先の9月議会定例会において、子育て応援手当支給事業費を計上させていただきましたが、平成21年10月15日付けで厚生労働省より、執行停止の通知がございました。子育て応援特別手当平成21年度版に関しましては、その趣旨を活かしつつ、より充実した新しい「子ども手当」の創設など、子育て支援策を強力に推進するため、執行を停止するという内容でございます。町においても、その趣旨を踏まえ、支給を停止することをご報告申し上げます。

なお、今申し上げました理由により、12月議会において、子育て応援

特別手当交付金及び子育て応援特別手当事務取扱交付金を減額補正をさせていただきます。 以上、報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあれば、お受けいたします。 飯高委員。

飯高委員 これについては期待されていた方が多くおられていたと思います。1回周知されていまして、あとこういうことになったということで、ちゃんと広報にこういう停止になったということをまた掲載していただくということになるんですか。

福祉課参事 厚生労働省から通知いただきました明くる日に、ホームページで住民の皆様にお知らせしました。そして11月のお知らせ版広報にその内容のものを書いた広報をすでに配っております。

委員長 確認だけちょっとさせていただきたいんですけども。これ万が一ですね、国はやらないと言ったけれども、町でじゃあ代わってやりましょうということになれば、対象人数が何人おって、いくらかかるということになるのか、概算出しておられるようであれば、お尋ねをしておきたいというふうに思います。そしてそれらにつきましてですね、町としてはどうするかについてについては、一旦は一応検討はされたのかどうかというところまで、ちょっと確認をしておきたいなというふうに思うんですが。

福祉課参事 まずこの人数でございますが、該当者人数3万6千円そのままの国が示していた金額で算出いたしますと、約800人が対象者となっております。2,880万円の金額になります。そしてあと単独で、参考でございますが、やっている市町村ちょっと調べさせていただきましたが、兵庫県の三木市がまるまるの3万6千円と、北海道の秩父別町、そして南富良野町が半額の1万8千円、あと熊本県の上天草市で支給されていると、ホームページにのっていたことを報告させていただきます。

委員長

自治体によってはそういうふうな全額、または半額なりでも、せつかく住民さんが期待されていたのにといいことで、頑張られたところもあるようですが、今、金額を聞きましてもね、町としては2,880万、大きい金額ですのでね、難しかったんだろうとは思っておりますが、今後政権交代しましていろんなこと出てきていますけれども、一応町としてはこういう問題については町としてはどうしようかというような検討をする、町としてはね。こういうふうに単独でもやってはるようなところもあるということ踏まえましてね、じゃあ国ではこういうふうに変えたけれども、町ではどうだろうか、できるだろうかとか、そういう形で検討を町なりに加えていっていただきたいと、今後の動向を踏まえながら、どうなるかもわからない問題もいろいろありますけれどもね、そういう姿勢というものを町としても持っていてほしいなということをお願いをしておきたいと思っております。結果は、検討した結果についてはね、どういう結果がでてくるかというのは別ですけれども、やっぱりそれらを検討していく姿勢っていうのは大切かなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。他にございませんでしょうか。

( な し )

委員長

それでは10時45分まで休憩といたします。

( 午前10時30分 休憩 )

( 午前10時45分 再開 )

委員長

それでは再開をいたします。

休憩前に飯高委員より質問のありました車種につきまして答弁をしていただけるということですので、お願ひをしたいと思います。

栗本環境対策課長。

環境対策課長 塵芥収集車の車種についてのご質問についてでございます。当町の塵芥収集車、資源物収集車、ダンプトラックを含めまして12台を保有をしております。種類別に申し上げますと、パッカー車が5台、いずれも車種につきましてはマツダ製でございます。次にロータリー車2台保有をしております、いずれもマツダの車種でございます。ダンプトラックにつきましては4台保有をしております、うち3台がマツダ、1台が三菱。で残り1台、ユニック車を保有しております、これにつきましては三菱となっております。

委員長 それでは、車種を答えていただきましたが、これについては何か。

飯高委員 結構です。

委員長 各課報告事項の(5)新型インフルエンザについてと、(6)斑鳩町新型インフルエンザワクチン接種費用助成金交付要綱についてとございますので、関連しておりますのでこの2点につきましては一括議題とします。理事者の報告を求めます。 西梶健康対策課長。

健康対策課長 新型インフルエンザにつきましては、9月の厚生常任委員会以後の状況についてご説明させていただきます。9月17日(木)に各種団体からなります斑鳩町新型インフルエンザ連絡会議を開催いたしまして学級閉鎖等の今後の対策、ワクチン接種につきまして、審議をしていただいたところでございます。そして、新型インフルエンザの状況の共通認識を図ったところでございます。また、新型インフルエンザの発生状況であります、全国では10月26日から11月1日における患者数は154万人となっており、また死者につきましては50人を超えている状況でございます。感染は若年層で広がっており、入院や重症患者も14歳までが多く、これから冬を迎え、さらに感染者が増大することが懸念されております。

当町におきましても、学級閉鎖は11月19日現在の累計でございますが、幼稚園1クラス、小学校50クラス、中学校15クラス、学童保育室

は5回閉室、保育園は2回閉園となっております。なお、保育園におきましては、11月13日から、園単位で園を閉鎖しておりましたが、クラス単位で閉鎖を決定するとしたところであります。その後、たつた保育園の5歳児1クラスが閉鎖となりました。学年閉鎖は、11月19日現在の累計では、小学校で3学年、中学校で2学年となっております。

こうしたなか、新型インフルエンザのワクチン接種が、県の接種スケジュールに沿いまして、奈良県では10月23日から始まり、患者の診療に直接従事する医療従事者、妊婦、基礎疾患を有する人等、順次接種が行われているところでございます。手元に配布させていただいております青色のチラシにつきましては、11月広報に折り込みを行うとともに、ホームページにより住民の方々に周知を図ったところでございます。また、その後、国は1歳から小学校3年生までの接種スケジュールを前倒しするようということで、11月6日付けで都道府県に対して求めており、これを受け、11月12日付けで、奈良県におきましても医療機関が集団接種するところには、12月から優先的にワクチンを確保する旨の通知があったところであります。町といたしましても、接種希望者には、できるだけ早い時期に接種できるよう、11月17日の午後、町医師会の先生方に集団接種についての説明とご協力をお願いしたところ、生き生きプラザ斑鳩の保健センターでワクチン接種を実施するというので、ご協力いただくことでご承諾を得たところであります。今後、町医師会、町教育委員会、福祉課、健康対策課が連携を図り、早急に接種希望者を把握し、日程調整を行いたいと考えております。また、接種費用につきましては、生活保護世帯や市町村民税非課税世帯の方は、接種費用の負担軽減が図られたところでありますが、当町では、接種費用の公費負担をさらに拡大いたしまして、妊婦、1歳未満の保護者及び1歳から中学生までの子どもを対象に、接種費用の助成を行い、無料とすることで、さらなる子育て支援の拡充を図り、子どもを安心して産み育てる町づくりの推進に努めるものであり、後ほど当該事業にかかります要綱(案)につきましてご説明させていただきます。また、接種費用の助成にかかります経費につきましては、12月議会に増額補正をお願いし、償還払いにより実施してまいりたいと考えておりま

す。今後も、新しい情報等を住民の方にいち早くお知らせをしてまいりたいと考えており、引き続き、国の情報に注視し県と連携を密にいたしまして、新型インフルエンザの感染予防に努めてまいりたいと考えております。以上で、新型インフルエンザについてのご報告とさせていただきます。

続きまして、資料7の斑鳩町新型インフルエンザワクチン接種費用助成金交付要綱（案）につきまして、ご説明をさせていただきます。

最後のページの要旨をご覧ください。要旨をもってご説明させていただきます。新型インフルエンザワクチン接種について、斑鳩町では安心して子どもを産み育てるまちづくりのより一層の推進を図るため、町単独助成事業といたしまして、特に新型インフルエンザの感染が高い若年層に対してワクチン接種の助成を行うこととし、また、国が定める低所得者助成事業として、生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯に対してもワクチン接種の助成を行うものであります。

最初のページに戻っていただけるでしょうか。助成の対象者であります。第2条で定めております。妊婦、1歳未満児の保護者、1歳から中学生に相当する年齢の者の保護者、生活保護法による被保護世帯に属する者、平成21年度分の市町村民税が非課税である世帯に属する者としております。助成金でございますが、1回目のワクチン接種に係る助成金額は3,600円、2回目のワクチン接種に係る助成金額は2,550円、ただし、2回目のワクチン接種が1回目と異なる医療機関においてワクチン接種した場合は、3,600円となっております。この要綱は、公布の日から施行し、平成21年10月19日から平成22年3月31日の間に実施されたワクチン接種について適用することとしております。21年10月19日は国がワクチン接種を開始した日でございます。以上で、斑鳩町新型インフルエンザワクチン接種費用助成金交付要綱（案）の説明を終わらせていただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

委員長

報告が終わりましたので、何かお尋ねになりたいことがあれば、お受けしたいと思います。飯高委員。

飯高委員 インフルエンザについて、町の窓口で電話等、また尋ねてこられる方というのとはどんな状況ですか。

健康対策課長 やはりテレビ等でワクチン接種の国の情報が流されますと、いつから始まるかとか、どうやって受けたらいいのかという問い合わせがございませぬ。そのなかで、スケジュールがございませぬので、予定をいつぐらい始まりますので、各医療機関で受付をしていただいて、接種をお願いしますというふうな回答をさせていただきます。

飯高委員 今回の助成金ということで、こういうかたちになるんですけど、そういうことについても何かお尋ねがありましたかね。

健康対策課長 助成につきましては、低所得者の方の助成について、国のほうは報道をしておりますので、こうした市町村民税非課税の人について、助成があるかということございませぬ。当町におきましては、補正予算等はまだ通っておりませぬけれども、一応、そういった国が実施するということございませぬので、町としても調整できるようにすすめておりますので、領収書や接種済み証を捨てないで置いておいてくださいと。決まれば、チラシ等で周知させていただきますので、よろしくお願ひいたしますということで対応させていただきます。

委員長 よろしいですか。ちょっとお尋ねをしたいんですけども。この要綱の第2条(3)なんですけれども、これは「1歳から中学生に相当する年齢の者の保護者」となっているんですけど、「1歳から中学生に相当する年齢の者」ではないんですか。「1歳から中学生の子」はどうなってるのか、ここに入ってこないのではないかなど。者とその保護者なのか、今ちょっと読んでいて、じゃあ「1歳から中学生の子」はどこへ行ったん、どうなってるんと思うんですけども、それはどう考えたらよろしいんでしょうか。 西梶健康対策課長。

健康対策  
課長 今ご指摘いただいておりますけれども、対象者ということになれば、おっしゃっていただいた「1歳から中学生に相当する年齢の者」ということですので、助成をさせていただく方になりますので、保護者の方に接種費用を返させていただくということで、「保護者」という形でつけさせていただきます。

委員長 そうしますと、要綱そのものについては、そういう考え方で、「保護者」というふうになってますけれども、優先対象者のうち、この方たちについては無料としますと、どこかではっきり謳っておくほうがわかりやすいかなというふうには思うんですけれどもね。このまま読むと、ちょっと読んでて分かりにくいかなという感じがありましたので。その周知をする場合は、もちろん、こうですよということになるとは思うんですけれどもね。それで、この中で見ますと、優先順位に沿った形でいくと、1歳未満児の保護者っていうのを前にもってきてあんねんけれども、えらい細かいこと言うんですけど、優先順位から言いますと、1歳から中学生に相当する全部混ぜ込んだらあれになりますけれども、優先順位としてはものすごく大きい幅になりますからあれなんですけれども、できたら、1歳から中学生までの間の人は無料ですよと、そしてその人たちについては、無料やから助成ですよということが、はっきり大きく謳われるためには、結構順番的には、ぼんと前に出してもらったほうが分かり易いのかなと思ったんですけれども。対象になる人たちが多いいと思いますのでね。そのへんの書き方と周知の仕方というのを、この要綱だけ見ていたら、そのへんが分かりにくいのかなということがありましたので、周知をしていく中で工夫をしていただくということもお願いしたいなと思います。

他に何かございませんか。 辻委員。

辻委員 この中の2条で、今、輸入と国産とありますけれども、この書いてあるのは国産、輸入か。

健康対策 この要綱の中では国産、外国産の表現はございません。今、国が示して



課長 いる分につきましては、一応、中学生までは国産で対応できる見込みがあるというふうなことを聞いております。

辻委員 このなかで、補正でも出てはいますが、県の補助、この（１）から（５）の間で、県の補助対象と補助率は。

健康対策 県の補助につきましては、低所得者の方に対する助成ということで、実課長 際の支出の４分の３が入ってきます、町は４分の１ということです。

辻委員 （１）から（５）のうち、（４）と（５）だけが県の対象ということですか。

健康対策 妊婦さん、それと中学生、子どもさんとかの保護者の方、国が示しております優先接種対象者のなかで、低所得者の方、または生活保護に属する課長 世帯の方はすべて対象ということになります。（１）の妊婦さんにつきましても、（２）１歳未満児の保護者、また（３）の１歳から中学生の年齢の者の保護者につきましても、生活保護の世帯の方または市町村民税非課税世帯であれば、補助対象になるということでございます。

辻委員 例えば、これ（１）から（５）までありますけどね、予算書を見たら、支出が３、６００万円、県の補助が１千何万やからね。これ逆に言うと、町単である分はどれだけかということを知りたいだけで。

健康対策 国が市町村民税非課税世帯にかかりますパーセントを２７％と見込んでおりますことから、対象者の２７％は補助対象と、そして残りの７３パーセントは町単独で補助をさせていただこうというふうに考えております。課長

委員長 （１）から（３）のなかでも、ということですね。  
よろしいでしょうか。 辻委員。

辻委員 今ワクチンがなかなかないというなかで、集団的接種であれば早くできるということもありますので、今、斑鳩町でもかなり発生していますので、できるだけ早く接種できる体制づくりをお願いしたいと。そのためには、どういうふうに検討されているのか、そのへんちょっと。

健康対策課長 県から通知がありまして、11月17日に医師会の先生に生き生きプラザに集まってお話しをさせていただきまして、ご説明をさせていただきましたところ、先生方に承諾をいただいたところでございます。それで、本日の昼からですが、教育委員会と福祉課と健康対策課が集まりまして、日程とか、あとはどういった形で申込みをしていただくとか、ということについて話をしまして、できれば日も迫っておりますので、明日にでも医師会の会長さんにお話をさせていただいて、日程等の調整、そして医師会の先生方のローテーションの都合につきましても、早く取り決めたいまして、県のほうにも日程を通知し、ワクチンを確保しなければなりませんので、できるだけ早く動きたいと思っております。

委員長 せっかく入ってくるワクチンであれば、斑鳩町の子どもさんたちのために使えるように進めていただきたいというふうに思います。  
他にございませんでしょうか。

( な し )

委員長 そうしましたら、続きまして(7)斑鳩町b型インフルエンザ菌(Hib)ワクチン接種費用助成金交付要綱について、理事者の報告を求めます。  
西梶健康対策課長。

健康対策課長 それでは、資料8の斑鳩町b型インフルエンザ菌(Hib)ワクチン接種費用助成金交付要綱(案)について、ご説明させていただきます。最後のページの要旨をご覧ください。要旨をもってご説明させていただきます。

す。乳幼児が重症化して死亡したり重大な後遺症が残ったりする病気として細菌性髄膜炎があります。この病気の原因の多くは「b型インフルエンザ菌（Hib）」という細菌であり、ヒブワクチンを接種することにより発病を防ぐといわれています。このワクチン接種が平成20年12月から日本国内でも接種可能となったことから、当町では、安心して子どもを産み育てるまちづくりのより一層の推進を図るためヒブワクチンの予防接種に対して助成を町単独で行うこととし、この要綱を制定するものであります。最初のページに戻っていただけるでしょうか。助成の対象者であります。第2条で定めております。生後2ヶ月から60ヶ月齢未満までの乳幼児の保護者としております。接種する年齢によりまして、接種回数が異なります。次ぎのページの別表をご覧ください。生後2ヶ月齢から生後7ヶ月齢未満の間に接種を開始した場合は初回3回、追加分1回の合計4回接種が必要となります。生後7ヶ月から生後12ヶ月未満の間に接種を開始した場合は初回分2回、追加分1回の合計3回接種することになります。生後12ヶ月齢、1歳を超えて、生後60ヶ月齢未満（1歳から5歳未満）の間に接種を開始した場合は、1回接種となっております。

助成金の額は、接種費用が1回約7千円程度かかることから、1回接種につきまして、おおむねその半額の3千円を上限として助成させていただくものでございます。この要綱は、平成22年4月1日から施行することとしております。以上で、斑鳩町b型インフルエンザ菌（Hib）ワクチン接種費用助成金交付要綱（案）のご説明を終わらせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあれば、お受けいたします。 飯高委員。

飯高委員 これにつきましては、私も一般質問させていただきまして、来年度より施行ということになっています。参考にお聞きしたいのですけれども、県内においても、このいった形の助成をしている自治体がありますか。

健康対策 生駒市が実施しております。  
課長

飯高委員 生駒市は助成費用はいくらですか。

健康対策 3千円でございます。  
課長

飯高委員 はい、わかりました。

委員長 これにつきましても、こういう助成をしていっていただくということにつきましても、対象となるお子さんを持っておられる保護者の方や、また医療機関でも、そういった取り組みについて周知していっていただく、これにつきましても、新型インフルエンザの件もあって、医師会の皆さんともお話をされるということですので、こういったものにつきましても併せて来院される方への周知を、医療機関にも是非お願いをしていただき、そしてまた広報でも十分やっていただく、生き生きプラザでも活用して、情報の発信という、福祉健康保健の拠点としての生き生きプラザの活用もしていっていただくということをお願いをしておきたいと思っております。

他によろしいですか。

( な し )

委員長 ないようですので、続きまして、(8)斑鳩町肺炎球菌ワクチン接種費用助成金交付要綱について、理事者の報告を求めます。

西梶健康対策課長。

健康対策 それでは、資料9の斑鳩町肺炎球菌ワクチン接種費用助成金交付要綱  
課長 (案)につきましても、ご説明させていただきます。資料9をご覧ください。最後のページの要旨をもってご説明させていただきます。

日本では、肺炎は、がん、心臓病、脳血管疾患に次ぎ、死因の第4位で、高齢者ほど死亡率が高くなってきております。肺炎球菌ワクチンは、肺炎

の中で最も多い原因となる肺炎球菌によって起こる病気を防ぐワクチンであり、この接種により約8割の予防接種効果が期待できるといわれています。このことから、斑鳩町では、高齢者の健康の保持増進を図るため、肺炎による死亡率の高い高齢者層に対して、ワクチン接種費用の助成を町単独で行うものとし、要綱を制定するものであります。

最初のページに戻っていただけでしょうか。助成の対象者ではありますが、70歳以上の方を対象としております。助成金の額は、接種費用が1回約7千円程度かかることから、概ねその半額の3千円を上限として助成させていただくものであります。この肺炎球菌ワクチン接種は、日本におきましては、生涯に1回となっておりますことから、助成は、1人につき生涯1回を限度として規定をさせていただいております。この要綱は、平成22年4月1日から施行することとしております。以上で、斑鳩町肺炎球菌ワクチン接種費用助成金交付要綱(案)のご説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、何かお尋ねになりたいことがあれば、お受けいたします。 飯高委員。

飯高委員 これにつきましては、昨年の3月に一般質問をさせていただきまして、公費助成ということで、町としては、今後研究していくということでは、今度助成をするという方向になったわけですけれども。

この条例の第2条に対象者が70歳以上ということで、最近はやはり60歳以上の方が多く肺炎球菌になられているということでもありますので、今回、インフルエンザなどによって肺炎おこされる方、65歳以上が多いということで、この70歳以上というのは、どういう形で決められたのかお聞きしたいと思います。

健康対策課長 全国で肺炎によります死亡例のうち、約92%の方が70歳以上の方で占めているということですので、70歳以上の方を対象として、助成をさせていただくことにしたものでございます。

飯高委員 この助成については、平成19年においては、全国的には、私の調べによると、64市町村が助成を行っていたということでございます。今般、こういう形の助成する自治体が増えてきていると思うんですけども、そのできれば、自治体数の数と接種の対象となる年齢の方がどういう形になってきているのか、お聞きしたいと思います。今、わかれば。

健康対策課長 10月1日で、全国では165自治体が助成をしております。そのうち奈良県内では3自治体。橿原市、桜井市、河合町、この3自治体が県内では助成をしております。

飯高委員 それで、対象年齢は。

健康対策課長 全国の対象年齢につきましてはわかりませんが、奈良県内で現在助成を行っている自治体につきましてはすべて70歳以上を対象としているところでございます。

吉野委員 同じくこの第2条で、健康保険等の適応がある者というのは、どういうことですかね。

健康対策課長 脾臓の疾患のある方につきましては、対象予防接種に対して保険適応があるということになっております。

委員長 ちょっと休憩します。

( 午前11時16分 休憩 )

( 午前11時20分 再開 )

委員長 再開いたします。 西梶健康対策課長。

健康対策課長 脾臓疾患のある方は、すでに病院で治療を受けておられるということで、その方につきましては、すでに保険適用によりまして、医療行為によって、このワクチン接種、予防接種をされているということでございますので、通常任意接種でありましたら全額自己負担ですけれども、保険適用で受けておられる方につきましては、除外するということとなります。

吉野委員 はい、わかりました。

委員長 それと、第2条に最後、「及びこれまでに予防接種を受けたものを除く」となっていますよね。この肺炎球菌については有効性は5年程度だろうって言われてて、そして70歳ぐらいの方がね、実は自費で打ってはるんですわ。自費でもう打ってはるけど、それを黙ってて、もう5年以上経ったから打ちたいなと思いはった場合ですね、黙ってて打たはるということについては可能性ありますやんか。でもここに想定されているのはそうやって自費で既に打った人のことを想定してはるのかなって思うんですけどね、その辺なんかはどんなふうな考え方をしておけばいいのか、ということ、担当のほうはどう考えてはりますか。

健康対策課長 すでに打っておられるということで、2回目の接種につきましては、今、国の方では生涯1回限りということになっておりますので、そういった方は申請はないものと思っております。

今ご質問があった、黙って打ったらわかりませんので、そこについてはちょっと判断ができない状況です。

委員長 多分5年は有効やっていうことでね、今年あたりぼちぼち打ってはる人があるんですわ。7, 8千円かかるらしいですけどね、打ってはるの聞きます。インフルエンザのワクチン接種でけへんから肺炎なったら怖いからって言って、お年寄りがね、自費で打ってはるの聞いてますねん。これね、5年ぐらいやって医療機関で聞いたって、ほんならまたね、5年経ったら薄れてきたんやろなって思って、そんなんがあるんやったら受けようか

と、こういうことになりかねないかなって、今ちょっと思ったんですね。そういう状況っていうのもありますので、私はお年寄りには日本では生涯に1回というふうになっているので、今度助成しはるのも1回だけですよということで、説明なんかはしてるんです、その肺炎球菌のワクチンのこと聞かれた人にはね。そんな説明もしてるんですけどね。でも今後、そういうケースっていうのはありうるのかなと思いますので、担当のほうでもその辺のところについて、なにか検討をきちっとしていただけたらというふうに思います。

他に委員さんの方ではございませんか。

( な し )

委員長 続きまして、(9) 生き生きプラザ斑鳩の運営状況について、報告を求めます。 西梶健康対策課長。

健康対策 健康対策 課長 それでは、生き生きプラザ斑鳩の運営状況についてご報告させていただきます。

8月までの利用状況は、前回の委員会でご報告をさせていただきましたので、9月と10月の利用状況についてご説明させていただきます。

資料10をご覧ください。9月は合計5,087人の来館者がございました。例月より来館者が多かったのは、9月5日に生き生きプラザ斑鳩開館1周年記念事業を実施したことによるものでございます。

10月の利用につきましては、合計5,296人の来館者がございました。10月の第4土曜日の催しにつきましては、はつらつ運動教室、子育て支援講座として、「歯の話」と題して宇治先生による講演会を実施し、男女共同参画社会セミナーとして、みんなと楽しもう国際交流ということで、外国の方による各国の紹介や展示を行い、機能回復訓練コーナーでは外国の歌などを演奏され、足湯やつどいの広場に来られた方を含めまして来館者は319人で行いました。

10月は、第4土曜日の催しが盛況であったことや、保健センターで各



種がん検診等保健事業を実施したことによりまして、来館者が多かったものであると考えております。

また、昨日、斑鳩町総合保健福祉会館運営会議を開催させていただき、生き生きプラザ斑鳩を円滑に運営するために、運営会議の委員皆様にご意見等をいただいたところでございます。また、オープンして1年を迎えまして、軌道にのってきたということと、任期が今月末で終わるということで、当運営会議において審議いただき、運営会議は11月末で終わらせていただくということとなりました。今後も、保健・福祉の拠点といたしまして、小さい子どもから高齢者まで幅広く世代を越えて「生き生きプラザ斑鳩」の名にふさわしい活気のある施設として、より多くの方々にご利用いただければと思っております。なお、運営会議の委員の皆様には、今後も何か気が付いたことがあれば、是非、ご意見を賜りたい旨をお願いしたところでございます。

以上で生き生きプラザの運営に関することにつきましてご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあれば、お受けいたします。

( な し )

委員長 ないようですので、続きまして(10)年末年始のごみ処理業務について、理事者の報告を求めます。 栗本環境対策課長。

環境対策課長 それでは、各課報告事項の(10)年末年始のごみ処理業務につきまして、ご報告をさせていただきます。

年末年始につきましては、1年で最もごみの処理量が増加することから、収集あるいは処理につきまして、特別体制で臨んでおりまして、このほど、年末年始の体制が整いましたので、ご報告をさせていただきます。

まず、ごみ収集であります。可燃ごみの年末年始の収集は、月・木曜日コ

ースは、12月28日月曜日が年内最終となり、年始の最初の収集は、1月4日月曜日となります。火・金曜日コースにつきましては、12月29日火曜日に特別収集を行い、年始の最初の収集は1月5日火曜日からとなり、いずれのコースも1回分の収集をお休みをさせていただくこととしております。なお、可燃ごみ以外につきましては、基本的に通常どおりの収集体制であります。

次に、ごみの持込みについてであります。年末につきましては、12月27日日曜日が第4日曜日となりまして、毎月、第2土曜日、第4日曜日は、持込み受付日としておりますので、12月27日日曜日は午前8時30分から午後3時30分まで持込みをしていただくことができます。

12月28日月曜日は通常どおりの業務を行い、翌29日火曜日、30日水曜日は、午前8時30分から午後3時30分まで、大晦日の31日木曜日は、午前8時30分から午前11時までそれぞれごみの持込みの受付をさせていただきます。なお、毎年、31日は持込の車輛で周辺道路が大変混雑いたしますので、今年度につきましても、警備員を周辺道路に配置をいたしまして、混雑の緩和、あるいは事故の防止に努めまいりたいと考えているところであります。

次に、ごみの焼却についてであります。ごみの焼却につきましては、年末は、12月23日の祝日のほか、29日火曜日、30日水曜日の両日、焼却業務をさせていただきます、年始につきましては、1月11日成人の日にも焼却業務をさせていただくなどし、年末年始の排出量増加に対応することとしておりまして、すでに関係自治会に協力依頼を申し上げ、ご理解をいただいているところであります。

なお、住民の方々には、12月町広報紙におきまして、年末年始のごみ処理業務について、周知を行うこととしております。

以上、簡単ではございますが、年末年始のごみ処理業務につきましてものご報告とさせていただきます。以上です。

委員長

報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあれば、お受けいたします。よろしいですか、ございませんか。

( な し )

委員長 非常に年末ぎりぎりまで職員の皆さん大変なことと思いますが、住民のたくさんの方が仕事休みになってから家の片付けをしたりしてごみが出るという中、非常に喜んでおられます。職員の皆さん大変ですけれども、またよろしく願いいいたします。

では、続きまして(11)平成21年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)について、理事者の報告を求めます。 佐藤福祉課長。

福祉課長 それでは平成21年度一般会計補正予算(第7号)のうち、厚生常任委員会が所管します補正につきまして説明させていただきます。

資料11、平成21年度一般会計補正予算(第7号)歳入歳出総括表(案)により、一括して説明させていただきます。よろしく願いいいたします。

まず、表面の第14款、歳入のほうからでございますけれども、国庫支出金の民生費国庫負担金では、児童手当の交付見込みが当初の見込みを上回ることから、その国庫負担相当額として、被用者児童手当負担金など合計で211万9千円を増額補正するものでございます。

次に、民生費国庫補助金では、国の平成21年度第1次補正予算により実施が予算化されておりました子育て応援特別手当につきまして、先にもうすでに説明ありましたが、報道等で報じられておりますとおり、その執行が停止されましたことから、一部執行済みの事務費分を除いた、子育て応援特別手当交付金2,880万円、子育て応援特別手当事務取扱交付金184万1千円の減額補正をするものでございます。

次に、第15款 県支出金の民生費県負担金では、先ほどの国庫負担金と同様の理由により、合計で児童手当に係る県費負担分84万7千円を増額補正するものでございます。

次に、衛生費県補助金では、猛威をふるっております新型インフルエンザにつきまして、ワクチンの接種が開始されておりますが、低所得者の方の経済的負担の軽減を目的として助成制度が創設されたことによりまし

て、新型インフルエンザワクチン接種助成費臨時補助金1,353万8千円を追加補正するものでございます。

続きまして、第17款 寄附金の福祉費寄附金では、ふるさと納税により2名の個人の方と1団体からご寄附がありましたことから、2万5千円の増額補正を行うものでございます。

続きまして、歳出予算でございます。裏面を見ていただきまして、第3款 民生費でございます。

まず初めに、人件費につきまして、国家公務員の給与に関する人事院勧告が、現在、臨時国会で審議中でありまして、当町職員の給与改定も、国家公務員の給与改定に準じて所要の改正を行うものでございまして、また、共済組合負担金率の改正が行なわれることから、現在、予算額について積算中でございます。このため、本日お示ししております資料11にはこれらが反映しておりませんことをご了承お願いしたいと思います。

次に、社会福祉総務費のほうでございます。国民健康保険事業への支援におきましても、国民健康保険事業特別会計における人件費の予算補正でございまして、補正額は確定しておりません。よろしくお願ひいたします。

次に、福祉基金への積立でございます。歳入で申し上げました福祉費寄附金のうち、福祉基金への積立を希望されました5千円についての増額補正でございます。次に、介護保険事業繰出費の介護保険事業への支援におきましても、先ほどの国民健康保険事業特別会計と同様に人件費の予算補正でございます。金額は確定しておりません。よろしくお願ひいたします。

次に、児童福祉総務費では、幼児2人同乗用自転車購入費助成事業を実施することから100万円の追加補正するものでございます。

次に、児童手当費では、歳入で申し上げましたとおり、児童手当の交付見込みが当初の見込みを上回ることから381万5千円を増額するものでございます。また、子育て応援特別手当支給事業費では、同じく歳入で申し上げましたとおり、その執行が停止されましたことから3,064万1千円の減額補正するものでございます。

続きまして、第4款 衛生費の感染症予防費では、新型インフルエンザワクチンの接種助成につきまして、歳入で申し上げました低所得者向け助

成事業を実施いたしますとともに、妊婦・1歳未満の保護者・1歳から中学生までの子どもについて、その所得状況にかかわらず町独自で助成を行いますことから、3,637万7千円を追加補正するものでございます。

以上、簡単ではございますけれども、平成21年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）のうち、厚生常任委員会が所管します補正についての説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、何かお尋ねになりたいことがあれば、お受けいたします。

( な し )

委員長 ないようですので、引き続き報告事項を進めていきたいんですけども、12番目、13番目につきまして資料12、13ということであげておりますが、ただいま一般会計のほうの説明にもありましたように、金額が確定していないということで、この資料12、13については確定をしておりませんので、本日提出をしておりません。それについても委員皆様にもご理解をいただきまして、この12、13の資料は本日なしということでご了承いただきたいと思っております。でも、打ち合わせの段階ではあるということ想定して資料番号を打っておりましたので、この資料は存在しないけれども、番号がついているということをご理解をいただきたい、その後の分についてはそのまま資料番号を通した形で付けておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

それでは、金額が確定していないということですが、それぞれ一応報告だけ受けておきたいと思っておりますので、(12)平成21年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について報告を求めます。

植村国保医療課長。

国保医療課長 平成21年度国民健康保健事業特別会計補正予算（第4号）についてでございます。今回の補正につきましては、一般会計補正予算の説明でも申

しましたように、人件費にかかるのみでございます。金額につきましても委員長おっしゃいましたように現段階で確定しておらず、本日資料を提出することができませんでした。本日につきましては補正の事項の報告のみということになりますことをご理解よろしくお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、何かお尋ねになりたいことがございますでしょうか。よろしいですか。

( な し )

委員長 そうしましたら、続きまして、(13)平成21年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について報告を求めます。  
佐藤福祉課長。

福祉課長 平成21年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)についての説明でございます。介護保険事業特別会計の補正につきましても、人件費の補正でございます。当初金額が決まりましたら、資料13として提出させていただく予定でございましたけれども、一般会計で説明させていただいた通り、補正額は確定いたしておりません。内容の説明のみとさせていただきます。よろしく、お願いいたします。

委員長 報告が終わりました。何かお尋ねになりたいことはありますか。よろしいでしょうか。

( な し )

委員長 それでは、続きまして(14)議会の委任による町長専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について)と(15)議会の委任による町長専決処分の報告について(平成21年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)について)は、同一事故にかかる案件ですので、一括して議題といたします

す。理事者の報告を求めます。 栗本環境対策課長。

環境対策  
課長

それでは、各課報告事項の（１４）及び（１５）につきまして、一括してご報告をさせていただきます。まず、（１４）議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償額の決定について）でございます。去る８月１９日に開催されました当委員会におきまして、ご報告をさせていただきました衛生処理場の職員がごみ収集車を運転中、個人のお家の塀に接触し、塀の一部を破損させました事故の示談が、平成２１年１０月１４日に成立いたしましたして、損害賠償の額が決定いたしましたので、今回、ご報告をさせていただくものでございますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。資料１４をご覧くださいと思います。まず、専決処分書を朗読をさせていただきます。

（ 専決処分書朗読 ）

環境対策  
課長

この事故につきましては、去る６月２４日水曜日、午前８時３０分頃、環境対策課、衛生処理場清掃員、平嶋滋巳が缶類・ビン類を収集するため、３ｔダンプ車を運転中、神南３丁目１２番２８号 大道 一様宅前の資源物集積所で収集した後、Ｕターンをしようとバックした際、大道様宅の塀に収集車の右後部を接触させ、損害を与えたものでございます。この事故によります大道様宅の塀の修理代として、８０，８５０円の損害賠償を行うことで、示談が成立いたしましたので、同日付で専決処分させていただきましたものでございます。

続きまして、（１５）議会の委任による町長専決処分の報告について（平成２１年度斑鳩町一般会計補正予算（第６号）について）でございますが、資料１５をご覧くださいと思います。

まず、専決処分書を朗読させていただきます。

（ 専決処分書朗読 ）

環境対策課長 この補正予算につきましては、先ほどご報告させていただきました損害賠償の額の決定に伴いまして、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ8万1千円を追加し、歳入歳出それぞれ78億2,703万8千円とするものでございます。内容につきましては、予算に関する説明書に基づきまして説明をさせていただきます。

補正予算書の4ページをお開きいただきたいと思います。歳入でございますが、第20款 諸収入、第5項 雑入、第5目 雑入、第6節 雑入に自動車損害共済金といたしまして、8万1千円を増額補正するものでございます。5ページの歳出では、第4款 衛生費、第2項 清掃費、第1目 清掃総務費、第22節 補償補填及び賠償金に、賠償金といたしまして、8万1千円を増額補正するものでございます。

1ページに戻っていただきまして、予算書を朗読させていただきます。

( 予算書朗読 )

環境対策課長 以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご了承のほどいただきますようお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、何かお尋ねになりたいことがあれば、お受けいたします。

( な し )

委員長 ないようですが、他に、理事者側から報告しておくことがあれば。佐藤福祉課長。

福祉課長 ふれあい交流センターいきいきの里の浴室タイル工事についてご報告させていただきます。11月16日月曜日から11月30日月曜日まで、ふれあい交流センターいきいきの里を休館させていただき、男女浴室の床タイルの張替え工事を現在行っております。住民の方々の周知につきまし



ては、11月広報のほうに折込チラシを入れさせていただき、また広報のお知らせ版の方にも掲載させてもらっています。また、事前に施設等へも案内の張り紙を貼らせていただいて周知を図っております。以上、簡単ではございますが、ご報告とさせていただきます。

委員長            これについて、なにかございますか。

                  ( な し )

委員長            タイルの張替えは結構なんですけどもね。いきいきの里のことで出たので、ちょっと尋ねておきたいんですが。条例を改正しまして入浴料から入館料という形にしてからですね、利用者数の変化があったのかどうかというのが1点と、それとですね、月曜日が休館なんです、ここは。ところが祝日って結構月曜日が多いものですから、祝日が月曜日にあたる回数が年間結構ありますので、祝日に利用したいっていうような声が私は結構聞くんですけども、祝日が月曜日になる場合は火曜日を休館とするというように、そういう融通性のある運用っていうのはできないのか、というようなことについて、これまで検討されたかどうかっていうことも、合わせて、その2点お尋ねをしておきたいと思います。

福祉課長        まず、1点目の入館料を徴収させていただくというように変更させていただいた後の入館者の変化でございますけども、入浴者について比較させていただきますと、若干伸びているのかなという状況でございます。それから2点目の、通常月曜日が休館日になっておりますけども、祝日が月曜日になった場合の時の、休館の変更とかの検討についてのご質問でございますけども、その件について声はちょっと聞いておりませんが、今委員長がおっしゃってましたように、そういうお話も聞いておられるということですので、一度内部的に検討させていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

委員長

たまたまですね、今年休日が続いた時に、田んぼが忙しい時期で、田んぼ刈った後、月曜日に祝日でお風呂みんなで行こうかって言ったら、閉まっていたというような話を法隆寺の地域で聞いたり、残念やな、みんなが入ろうと思ったのにというような話がありました。それとですね、入浴者数そのものは伸びているということなんですが、町がそもそも入館料に変えたのは原因があったわけですよ、お金も払わず居座られるという原因があったわけですが、その問題についてはどういう状況でしょうか。少しは改善されたんですかね。

福祉課長

入館料徴収させていただいた直後の時には若干ぐらいの減だったんですけども、今現在からいうと半減ぐらい、全体的な人数的には半分ぐらいかなと、そのように考えております。

委員長

他に委員さんのほうでございせんか。

( な し )

委員長

以上をもちまして、各課報告事項については、終らせていただきます。続きまして、4. その他について、委員皆さんのほうから質疑等を受ける前にですね、委員皆さんから意見が出まして、委員会としてまとめた問題がございますので、ちょっと、その他で申し上げたいと思います。

今年は厚生常任委員会は視察に行きました。長浜市、輪之内町、豊明市と寄せていただいて、いろいろ環境問題、ごみ問題勉強してきましたが、その中でですね、ごみ有料化を導入された時に、有料化したごみ袋におむつを入れるのではなく、自宅で介護なさっているお年寄りのいらっしゃるご家庭や、小さい子どもさんがいらっしゃるご家庭については、おむつの専用袋を配布し、おむつについては無料で回収をするというようなサービスを行っているという自治体がありました。視察にお伺いし、そういう話を聞いた後ですね、委員みんなでいろいろ話し合いをさせていただく中で、それは非常にいい取り組みだなと。今、斑鳩町は子育て支援っていつ

て本当によくやってもらっていると思います。だから、せっかくですのでね、よくやっていただいています、双子さん産まれはって年続いて産まれはったご家庭はごみ大変やというお話も聞きますし、ましてや介護を必要とするご老人を抱えながら自宅で努力をして介護をされているご家庭、こういったところを支援するっていうのは、私は、今日は町長いらっしゃらないんですけどもね、町長の姿勢からいくと、そういう問題については、非常にね、理解を示していただける問題ではないかなと。その問題については、当時峯川補佐がいっしょに視察に行っておりましたので、われわれ委員が話す中で峯川補佐にもそういう話をしてまして、帰ってきてからは栗本課長のほうにも、そういう話で委員みんなええことやな、そんな斑鳩町でもやれたらなっていう話をしてたんやっていう話を栗本課長にもしてたんですが。やはりその後も委員皆さんから、ぜひ委員長から委員の総意として、そういうことを是非とも町は取り組んでほしいということで、要望したいということでございましたので、今日、その他の項目で私のほうから厚生委員会の委員みんながそういう要望を持っているということ、この場で意見として申し上げておきたいと思います。これについては、やり方についてもいろいろな検討も必要かと思しますので、十分私たちの要望も汲んでいただきまして、よりよい方向なり、またいろんな検討を重ねていただき是非とも早くそういうことに取り組めるような状況になってくれるように、努力をしていただきたいと思います。町長もいらっしゃらないので、また内部でご相談をいただきまして、検討していただきたいと思いますので、これについては答弁は結構ですので、ただいま意見として申し上げておきたいというふうに思います。 芳村副町長。

副町長

町長にお伝えするということにしたいと思えますけども、長浜市の取り組みについて研修をしていただきまして、この長浜市については福祉面で住民の方々に配慮した取り組みということで、非常に町としても参考になるということを担当者から聞いております。こうしたことで今後、おむつ袋の無料配布につきましては、ルール違反という問題もございますから、十分検討いたしまして、町の方向性が見えたら委員会に諮っていき

いとこのように考えておりますが、町長に、今委員長がおっしゃったことについては詳しくお伝えしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

委員長

では、よろしくお願いいたします。

委員皆さんのほうで、その他、何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

( な し )

委員長

それでは、その他についてもこれをもって終わらせていただきます。

以上をもちまして、本日の審査案件につきましては全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめにつきましては正副委員長にご一任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり副町長の挨拶をお受けします。

芳村副町長。

( 副町長挨拶 )

委員長

それでは、これをもって厚生常任委員会を閉会いたします。どうも皆さんご苦勞様でございました。

( 午前12時00分 閉会 )

